

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成30年8月9日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>平成30年8月23日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合には、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1～4 (略)</p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1～4 (略)</p>	
<p>5 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>5 船積後に係る取扱事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 信用事由は、名簿上の格付けに基づき、次の輸出契約等の場合に限り保険契約を締結する。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>ホ 保険契約の申込時において、輸出契約等の相手方が名簿上EM格、EF格若しくはEC格又は名簿区分Pに格付けされている輸出契約等（上記ロからニまでのいずれかに該当するものを除く。）であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等</u></p> <p>④ (略)</p>	
<p>6～9 (略)</p>	<p>6～9 (略)</p>	

新	旧	備考
[Ⅱ] (略) 附 則 [抄] 附 則 [平成30年8月9日] <u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u>	[Ⅱ] (略) 附 則 [抄] 附 則 [平成30年8月23日] <u>この改正は、平成30年8月24日から実施する。</u>	
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	